①政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること※は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。
①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
（①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。）
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます（政党に対するものは除かれます）。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑥年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

公民権の停止

①・②・③・④・⑤ によって処罰されると、
公民権停止※の対象となります。

※公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。

移動採血車
全国各地で運行している献血バスを寄贈

ベンチ
全国の公園緑地等にベンチを設置

フラワープランター
観光地の環境美化活動の推進を目的として寄贈

宝くじ桜
日本全国にさくら若木を寄贈

車いす
博物館利用者のために車いす等を寄贈

一輪車
体力つくり実践校等に一輪車を寄贈

バス停留所施設
バス停上屋と風防施設を設置

すこやか広場
こどもの国（神奈川県）に健康器具や遊具を設置

検診車
胃部・胸部X線撮影車として寄贈

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、
教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。
一般財団法人 日本宝くじ協会 https://jla-takarakuji.or.jp/

— 徹底しよう「三ない運動」 —

寄附禁止
正しく守って明るい選挙

政治家の寄附禁止ルールブック

公益財団法人 明るい選挙推進協会

このリーフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

贈らない 求めない 受け取らない

～政治家の寄附禁止～

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と
私たち有権者とのつながりはとても大切です。
しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったときの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が、選挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）に対するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事・食事料の提供を除く）は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、同様に禁止されています。

有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止されています。

こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は
寄附に当たり禁止されています。

政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

秘書が代理で出席して渡す場合や、事前・事後に届けるものは
寄附に当たり処罰の対象となります。

- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできますが、見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、
入学・卒業祝い、出産祝い、
開店祝いの花輪、
旅行への餞別、
バレンタインデーやホワイトデー
など、慣習として行われているものも寄附に当たり禁止されています。

病気や怪我に対するお見舞いも
寄附に当たり禁止されています。

イベント関係

お祭りやスポーツ大会への寄附や差し入れも
寄附に当たり禁止されています。

行く予定のないイベントのチケットを購入することも寄附に当たり禁止されています。

忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の**自治会等が行う募金に応じること**は寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われる**バザーに物品を提供すること**も寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの**報酬やボーナスの一部を返納すること**も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条例等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して**「ふるさと納税」を行うこと**も寄附に当たり禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状（喪中による欠礼状も含む）や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状（電報・ファックスも含む）を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者に対し、慶弔（年賀や暑中・寒中や人の死亡など）や激励（地元高校の野球部への激励など）、支援への感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、署名のみ自書したもの、代筆のものは自筆には当たりません。